

▼新しい処方せんの様式

処方せん	
<small>(この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。)</small>	
公費負担者番号	保険者番号
公費負担医療の受給者番号	被保険者証・被保険者手帳の記号・番号
氏名	保険医療機関の所在地及び名称
生年月日	電話番号
性別	保険医氏名
区分	都道府県番号
被保険者	点数表番号
被扶養者	医療機関コード
交付年月日	処方せんの使用期間
平成 年 月 日	平成 年 月 日
変更不可	個々の処方薬について、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更が望ましいと判断した場合、変更不可欄に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」又は「 <input type="checkbox"/> 」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。
個々の処方薬について 変更の可否を明示するように	
保険医署名	「変更不可」欄に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」又は「 <input type="checkbox"/> 」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。
平成 日	公費負担者番号
	公費負担医療の受給者番号



以前の処方せんには「後発医薬品への変更がすべて不可の場合の署名」欄があり、複数の薬のうち1つだけ変更できない場合でも、医師の署名等があるとすべての薬が変更できませんでした。今は薬ごとに変更の可否を書く様式に変わっています。

●処方せんの様式が新しくなりました

病院では

ジェネリック医薬品は特許が切れた新薬と同等の有効成分で作られた医薬品。開発コストが低いため安い価格で利用でき、安全性も確保されています。この4月から処方せんの様式が変わるなど、今までより利用しやすくなりました。

4月より
医療費抑制のための心強い味方
ジェネリック医薬品が
より利用しやすくなりました



薬局では

●ジェネリック医薬品情報をリアルタイムで提供






調剤薬局が患者に渡す薬の説明文書に、ジェネリック医薬品の有無、金額、在庫情報を記載することを評価します（「薬剤服用歴管理指導料※」410円）。

薬の情報を患者がすぐに知ることができ、ジェネリック医薬品の利用促進に役立つと期待されます。ぜひ活用しましょう。

※ジェネリック医薬品の情報を文書で患者に提供するほか、残薬の確認、お薬手帳への記載などを行った場合

●「一般名処方加算」を新設し、ジェネリック医薬品に変えやすく

医師が処方せんを発行するときに、薬の「商品名」ではなく「有効成分名（一般名）」で記載した場合の加算を新設。処方せんの交付1回につき20円が加算されます。一般名処方になると、調剤薬局でジェネリック医薬品に変えやすくなります。

事業概要 (平成 24 年 8 月末現在)		被保険者数		被扶養者数	
事業所数 	8 事業所		男 1,501 人		1,086 人
			女 648 人		1 人当たり扶養率 0.51 人
		計 2,149 人			
		平均標準報酬月額 	男 359,683 円	介護保険第 2 号被保険者数 	656 人
			女 262,747 円		
			平均 330,453 円		